

寄付金のご協力について（お願い）

学校法人東京純心女子学園は、1963（昭和38）年、「宗教法人純心聖母会」を設立母体として創立され、2014（平成26）年には、創立50周年を迎えることができました。これもひとえに、惜しみないご支援をいただきました皆様方のおかげと深く感謝申し上げます。

創立者シスター江角ヤスは、「キリストの教えに基づいて真善美を探求するために、聖母マリアを理想とすること」を建学の精神と決めました。以来、豊かな情操と高い知性を育み、献身的かつ国際的視野のもと責任ある愛と奉仕の精神に富む人間を育成することを目的とした教育は引き継がれ、現在は、中学校・高等学校・大学（2015（平成27）年共学化）を擁し、同窓生は約1万3千人を数える学園へととなりました。

しかしながら、昨今の私立学校を取り巻く状況は、少子化、グローバル化を背景に、大きな変化を余儀なくされております。このような時代にあっても柔軟に対応し、シスター江角ヤスが理想とした、社会に奉仕する人、愛に根ざした知恵ある人、苦しむ人と共に生きる人をこの地から輩出させるため、本学園は日々邁進する所存でございます。

つきましては、引き続き、広く皆様のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

なお、この寄付金のお申込みは、任意でございます。

皆様のうえに、神さまの豊かな祝福とお恵みがありますようお祈りいたします。

学校法人 東京純心女子学園

東京純心女子学園理事長

森山 叡子

東京純心大学学長

青木 治人

東京純心女子中学・高等学校校長 松下みどり

寄付金に対する免税措置

学校法人東京純心女子学園へのご寄付は、確定申告をすることで税制上の優遇措置を受けることができます。

※新入生の保護者・保証人の方からの寄付につきましては、入学年の12月までは税法上「学校の入学に関してする寄付金」とみなされ、所得税の寄付金控除の対象となりませんのでご注意ください。

個人の場合

所得税の寄付金控除

所得控除

寄付金額(総所得の40%が限度)から2,000円を差し引いた額を、所得(課税所得金額)から控除できます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{寄付金額} \\ \text{(総所得の40\%が限度)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 2,000 \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array}$$

※所得控除を行った後に、所得税率を掛けるため、所得金額に対して寄付金が多い場合には減税効果が高くなります。

▼寄付金控除の目安(目安表はあくまでも参考資料としてご覧ください。)

| | | 課税される所得金額 | | | | | | |
|------|------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | | 400万円 | 500万円 | 600万円 | 700万円 | 800万円 | 900万円 | 1,000万円 |
| 寄付金額 | 1万円 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,840 | 1,840 | 1,840 | 2,640 |
| | 3万円 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 6,440 | 6,440 | 6,440 | 9,240 |
| | 5万円 | 9,600 | 9,600 | 9,600 | 11,040 | 11,040 | 11,040 | 15,840 |
| | 10万円 | 19,600 | 19,600 | 19,600 | 22,540 | 22,540 | 22,540 | 32,340 |
| | 20万円 | 39,600 | 39,600 | 39,600 | 45,540 | 45,540 | 45,540 | 65,340 |
| | 30万円 | 59,600 | 59,600 | 59,600 | 68,540 | 68,540 | 68,540 | 98,340 |

※表の見方について

課税所得金額とは、給与所得金額(給与収入金額-給与所得控除額)から基礎控除、社会保険料控除、扶養控除、配偶者控除、損害保険料控除、生命保険控除等の合計額を控除した金額をいいます。

例えば、課税所得400万円の方が5万円を寄付した場合、確定申告で寄付金控除を申請することにより所得控除制度では9,600円納付税額が還付(減額)されます。

住民税の寄付金控除

都道府県・市区町村の条例によって指定された寄付金のうち 2,000 円を超える部分については、税額控除の対象となります。

本学を寄付金控除の対象法人として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方(※1)は、個人住民税の控除を受けることができます。

$$\left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{寄付金額} \\ \hline \text{(※2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 2,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array} \right\} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{控除率} \\ \hline \text{(※3)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除} \\ \hline \text{の額} \\ \hline \end{array}$$

(※1) 寄付を行った翌年の 1 月 1 日の住所地

(※2) 当該年分の総所得金額などの 30%を限度とする

(※3) 控除率

- ・都道府県が指定…4%
- ・市区町村が指定…6%
- ・都道府県と市区町村両方が指定…合わせて 10%

本学は「東京都」および「八王子市」から条例指定を受けております。

寄付をした**翌年**の 1 月 1 日現在にこちらに住所を有する方については、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。

本学が「東京都」「八王子市」以外の地方団体(道府県・市区町村)の条例により指定されているかにつきましては、各地方団体によって異なりますので、お住まいの道府県・市区町村の税担当課にお問い合わせください。

寄付金控除の手続き (所得税)

ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間に、所轄税務署にて確定申告を行ってください。

本学発行の「領収書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」が必要となります。

※領収書および証明書は、寄付金の入金を確認され次第お送りいたします。

確定申告についてのご相談は、所轄税務署へお問い合わせください。

法人の場合

受配者指定寄付

全額を損金に算入することができます。

日本私立学校振興・共済事業団(以下、私学事業団)を通じて寄付者が指定した学校法人へ寄付する制度で、法人税申告時に寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入することができる、寄付者にとって大変有利な制度です。

- ◆ お手続きに必要な「受領書」は、私学事業団から発行され、本学を經由して、寄付者に送付いたします。
- ◆ 本学へご入金いただいた後の私学事業団への送金・諸手続きは本学が行います。
- ◆ 「受領書」の日付は、日本私立学校振興・共済事業団が寄付金を受領した日付となります。「受領証」の発行には約1ヶ月かかる場合があるため、当該決算期に損金処理をされる場合には余裕をもってお申し込み・お振込みをお願いいたします。

特定公益増進法人に対する寄付

一定の限度額まで損金に算入することができます。

$$\left\{ \begin{array}{l} \boxed{\text{資本金} \times 0.375\%} + \boxed{\text{当該年度所得} \times 6.25\%} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{損金算入限度額}}$$

法人税申告時の損金算入の手続きに、本学発行の「領収書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」が必要です。

※領収書および証明書は、寄付金の入金を確認され次第お送りいたします。

お申し込み方法

本学財務課までご連絡ください。申込書類をお送りいたします。

本学指定口座への振り込み、または財務課窓口にて承っております。

問い合わせ先

【問い合わせ窓口】 学校法人東京純心女子学園 法人事務局 財務課 寄付金担当

【所在地】 〒192-0011 東京都八王子市滝山町 2-600

【TEL】 042-691-1378

【FAX】 042-691-1325

【E-mail】 kifu@t-junshin.ac.jp